



産業廃棄物処理施設設置許可証

平成26年 10月7日

住所 大分県大分市大字迫字丸山658番地の1

氏名 株式会社東部開発

代表取締役 首藤 聖司

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

大分市長 釘宮 磐



許可年月日	平成26年 10月7日	許可番号	大分市指令第2661号
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第7号に規定する破砕施設（固定式兼移動式） 廃プラスチック類、繊維くず、紙くず （ただし、石綿含有産業廃棄物であるものを除く。）		
設置場所	大分市大字旦野原字茶ヤガ本1390番 他21筆		
処理能力	廃プラスチック類 76.8t/日（8時間/日）		
許可の条件	破砕施設を移動式として使用する場合は、産業廃棄物を排出する事業場内に限る。		
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無		
留意事項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		